【様式６】

秘密保持誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　福井坂井地区広域市町村圏事務組合管理者　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

情報提供依頼受諾者（以下「甲」という。）は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「乙」という。）が行う「福井坂井地区広域市町村圏事務組合自治体情報システム標準化に関する情報提供依頼」にあたり、秘密保持に関する次の事項を遵守することを誓約します。

　（定義）

第1条　この誓約でいう秘密情報とは、「福井坂井地区広域市町村圏事務組合自治体情報システム標準化に関する情報提供依頼実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき情報提供依頼受託者に対して提示する説明書等に記載された情報で、公に入手できない情報をいう。

　（秘密保持）

第2条　甲は乙から開示された秘密情報について、適正に保管管理し、その秘密を保持しなければならない。

　（第三者への開示）

第3条　甲は、本目的の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に秘密情報を開示する場合は、事前に乙の承諾を得て第三者に開示することができる。

２　甲は、前項により、秘密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の秘密保持誓約書の提出を義務付けなければならない。

　（関係者への遵守徹底）

第4条　甲は、本目的の履行のために秘密保持を知る必要のある自己の役員、従業員及び前条で甲が開示した第三者に本誓約の内容を遵守させるものとする。

　（甲の責任）

第5条　前条で甲が秘密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、甲は、当該第三者と連帯して、乙に対して責任を負うものとする。

　（目的外使用の禁止）

第6条　甲は、秘密情報を情報提供依頼に関すること以外に使用してはならない。

　（返還・破棄義務）

第７条　甲は、乙より要求された場合又は本目的の履行が終了した場合には、秘密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに破棄又は乙に返却しなければならない。

　（損害賠償）

第８条　甲又は第3条で甲が秘密情報を開示した第三者が、前条各条のいずれかに違反した場合又は乙の秘密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲はこれに起因する乙の損害を賠償しなければならない。

　（協議解決）

第9条　本誓約に定めのない事項に関して解釈に疑義を生じたときには、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。